

日本遺産フォローアップ委員会の開催について

平成29年10月11日(水)
文化庁長官決定

1. 設置趣旨

文化庁が認定する日本遺産に係る取組に関して、PDCAサイクルに基づく事業の促進を図るため、日本遺産認定地域の取組状況を審議する「日本遺産フォローアップ委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。

2. 審議事項

- (1) 日本遺産認定地域における既実施又は実施予定事業に関すること
- (2) 日本遺産認定地域が定める目標及びその達成状況に関すること
- (3) その他、PDCAサイクルに基づく事業の促進を図るために必要な事項

3. 審議結果

- (1) 審議結果は、文化庁へ報告する。
- (2) 文化庁は審議結果を日本遺産認定地域に通知するとともに、審議結果を公表する。

4. 委員会の組織

- (1) 委員は、文化財の保存・活用、地域活性化又は観光振興に知見のある者のうちから、文化庁長官が委嘱する。
- (2) 委員会に、委員長を置く。委員長は委員の互選により選任する。
- (3) 議事の手続きその他委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

5. 庶務

委員会の庶務は、文化庁文化財部記念物課が観光庁観光地域振興部観光資源課の協力を得て処理する。